

来日アメリカ人宣教師の越境と日米関係： シドニー・L・ギュリックにみる越境と文化変容

廣 部 泉

はじめに

近年、アメリカ研究においてトランスナショナルな視点からアメリカの諸事象を関係性の中でとらえるという研究が進んでいる。キリスト教伝道者や宣教師研究においても、これまで伝道者送出国から受入国へというように一方向性の文化移動の歴史として語られることが多かったのに対し、近年になって、海外の伝道地に従事するキリスト教伝道者が母国の政治・経済・文化形成に及ぼす影響に関する研究などといった双方向的な文化移動を視野に入れたトランスナショナルな視点からの研究が注目されてきている。本論では、来日キリスト教伝道者を事例に、越境することが伝道地の人々のみならず、伝道者の母国や伝道者自身に複合的影響を与えていく様を検討する。具体的には、アメリカン・ボード (American Board of Commissioners for Foreign Missions) の来日プロテスタント宣教師、中でもシドニー・ギュリック (Sidney L. Gulick) の活動に焦点を絞る。

アメリカン・ボードは19世紀前半のハワイにおける伝道開始に続き、インド、中国などで伝道を行い、19世紀後半になると日本でも伝道活動を開始した。来日アメリカ宣教師は、日本各地で布教・教育活動に従事し、その中で様々な人々が関わり、ネットワークを形成していった。また、その活動は赴任地日本に留まらなかった。宣教師たちは本国アメリカへ帰国した後も日本への関心を失わず、アメリカ人に対して日本の情報を提供するなど、日米関係にかかわり続けた。当時のアメリカには日本に関する生の情報を持つ者は少なく、そのような情報を持つ元宣教師たちがもつ対日世論形成における影響力は大きかった。日本赴任時に同志社で教鞭をとったシドニー・ギュリックはその代表的な一人である。シドニー・ギュリックに関しては様々な先行研究があり、それらによって彼の生い立ちや背景は明らかにされているので、ここでは改めて詳述することはしないが、それらの先行研究に依拠して、本論に関わる範囲でその背景を略述しておきたい。¹

シドニー・ギュリックはアメリカン・ボードの宣教師一族として知られるギュリック家の一員として誕生している。その一族の背景を見るに、出生時からアジア太平洋地域における宣教師となることを運命付けられていたとも言える。² シドニーの祖父にあたるピーター・ギュリック (Peter Johnson Gulick) はハワイへの派遣宣教師であったが、7人の子があった。中でも積極的に日本において宣教活動を行ったのは次男のオラメル (Orramel H. Gulick) で、二人目のアメリカン・ボードによる派遣宣教師として来日している。彼は両親を日本に引き取り、また共に妹のジュリア (Julia Ann Eliza Gulick) が日本派遣宣教師として加わった。その後、弟のジョン・トーマス (John Thomas Gulick) やセオドア (Theodore Weld Gulick) なども来日している。特にジョン・トーマス・ギュリックは宣教師でありながら進化論に傾倒していた。³ シドニーの父親である長兄のルーサーは、アメリカン・ボードの宣教師として、スペインやマイクロネシアの島々に派遣された。派遣宣教師として日本へ渡りたいという希望はかなわなかったが、その赴任先の一つであったマーシャル諸島のエイボンで第三子であり長男として1860年に誕生したのがシドニーである。幼い頃から体が弱かったシドニーは、母親が過保護であったこともあり、あまり積極的には同世代の子供たちとは交わらなかったようである。その後、一家はハワイへと移る。太平洋の島々での現地の人々と身近に接する幼い頃の生活がギュリックに大きな影響を与えたのは想像にかたくない。1870年には父親がハワイアン・ボード (Board of the Hawaiian Evangelical Association) の職を辞したため、コネチカットへと移動する。病弱なシドニーにはニューイングランドの気候はよいはずもなく、ほとんど登校できなかったようである。その後、一家はミッションを開くためスペインへ、二年後にはイタリアへと移動した。その間、シドニーは、スペイン語とイタリア語を習得し、アメリカへ一家が帰国する途上で立ち寄り半年滞在したスイス

-
- 1 シドニー・L・ギュリックに関する研究に関しては主に以下のものに依拠している。Sandara C. Taylor, *Advocate of Understanding: Sidney Gulick and the Search for Peace with Japan* (Kent, Ohio: Kent State University Press, 1984); Jennifer C. Snow, *Protestant Missionaries, Asian Immigrants, and Ideologies of Race in America, 1850-1924* (New York: Routledge, 2007); 茂義樹「シドニー・ギュリックと排日法案」同志社大学人文科学研究所編『北米日本人キリスト教運動史』(PMC出版、1991年)、pp. 551-591
 - 2 “Rev. Sidney L. Gulick, D.D.: Student, author, theologian, missionary,” *Congregationalist and Christian World* (10 June 1905).
 - 3 ジョン・トーマス・ギュリックに関しては、Addison Gulick, *Evolutionist and Missionary, John Thomas Gulick: Portrayed through Documents and Discussions* (Chicago, 1932) [渡辺正雄・榎本恵美子訳『貝と十字架——進化論者宣教師J・T・ギュリックの生涯』(雄松堂、1988年)]を参照。

ではフランス語も話せるようになった。カリフォルニアで高校を卒業した後、1883年にダートマス大学を卒業し、1886年にはユニオン神学校を卒業、高校時代からの友人のカラ・フィッシャー (Cara Fisher) と1887年に結婚すると直ぐにアメリカン・ボードの宣教師として日本に向けて出発した。熊本、松山と赴任し、1906年からは同志社大学神学部教授として教鞭をとった。精力的に著作活動に打ち込むも、健康がすぐれず、休職して1913年にアメリカへ帰国する。彼はアメリカへの帰国後も日本や日米関係について発信し続けることでアメリカにおける重要な日本問題の論客であり続けた。彼の言動を中心に、宣教師、現地キリスト教徒、日本人、日本人移民の間における合意点や認識のずれを、そしてそれらがどのように変化していったかを見ていくことにしたい。越境することで彼の考えがどのように変容していったのかしなかったのかという視角を中心に、政治的アイデンティティ、排日、そして、文化といったいくつかのテーマにそって彼の考え方と周りとの間に生じた摩擦を見ていきたい。アメリカ人教役者が日米両国家やキリスト教界に及ぼした影響を見ていくことで、伝道者が国境を越えて活動し、移民などの同じく国境を越えて移動する人々と関わっていくことで、国境、国籍、文化の意味合いが流動化、複合化していく様を明らかにしたい。

1 排 日

ギュリックが上陸した1913年のカリフォルニアは、まさに日本人移民反対運動で盛り上がっていた。州議会では日本人を念頭においた外国人土地法が可決されたが、それでも排日は収まらず、排日派は、日本からの移民の完全禁止を目標に活動を続けていた。これは日本の知識層にとっては極めて不本意なことであった。なぜなら、1907年から1908年にかけての紳士協約によって、対アメリカのパスポートの発給を制限することで移民は激減しており、そのことで日本側としてはアメリカ側の要請に十分応えているという意識があったからである。しかし、既にアメリカに入国していた日本人は家族を呼び寄せることが出来たため、新たな移民が制限されているにもかかわらず日本人は太平洋岸に上陸し続けていた。日本政府には力を尽くしているとの意識があり、一方でアメリカ太平洋岸の排日派には、事態はまったく改善されていないと考えられていた。

このような状況に直面したギュリックは、すぐさま具体的な改善策を打ち出した。それは、それぞれの出身国ごとに、毎年、既にアメリカに帰化している数の5パーセントの移民を認めるというものであった。アメリカの移民法に導入される方式を先取りしたものであった。この方式だと既にアメリカに帰化している移民の数をもとにしているため、西ヨーロッパからは大量の移民が認められるこ

とになり、また南ヨーロッパからは少数の移民が、そして、アジアからはごくわずかな移民が認められることになるというものであった。当時、検討されていたのは識字テストと10パーセントの移民入国についてで、しかもヨーロッパからの移民を念頭においたものであった。ギュリックはアジアからの移民を考慮に入れるべきであり、また、識字テストにせよ10パーセントにせよ、適用されるとアメリカが同化可能な数以上の移民がアジアから流れ込むと指摘して、5パーセントという数を導き出している。またギュリックは、この制度によって入国した移民の同化を担保するために、外国人登録局を創設し、移民がアメリカ市民権に適合し、アメリカに熱狂的の忠誠心を抱かせるように教育するようにするべきと提案した。⁴

これは日本からの移民をこれまで以上に削減すると共に、排日に心を痛める日本人をも満足させるものであった。というのも日本の知識層が望んでいたのは、多くの日本人移民のアメリカへの入国ではなく、全面禁止にともなう国としてのプライドの問題であったからである。移民の全面的解禁ではなくごく少数をトークンとして受け入れることで面子を保つという日本の指導層が望んでいたことを体得し、それも含めた解決策を自然と提示していたのである。久しぶりにアメリカに帰国して一年もたたないうちにこのような巧みな解決策を提示することが出来たのは、ギュリック自身が越境を重ねていたため、無意識に自分の周りにいる太平洋の兩岸の人々の望んでいることを体得できていたからではないだろうか。

2 同化と帰化

世紀転換期において、アメリカの白人支配層の間では生物学的人種観が主流であった。白人とそれ以外の人種には厳然とした違いが存在し、乗り越えられないと考えられていたのである。また、存在するのは違いだけではなく、確固とした優劣が人種間には存在し、アングロ系白人を頂点とするピラミッド型構造をなしていると考えられていた。⁵ 当時のアメリカ帰化法がヨーロッパ系とアフリカ系の住民の存在しか想定しておらず、アジア系については扱いが定まっていなかったため、また、当時アメリカは南北戦争直後の混乱期にあり、また国民国家創造

4 Sidney L. Gulick, "A New Immigration Policy," *Nation's Business* (15 May 1914): 10; Sidney L. Gulick, *American-Japanese Problem: Two Addresses by Dr. Sidney L. Gulick* (New York, 1914)

5 Matthew Frye Jacobson, *Barbarian Virtues: The United States Encounters Foreign Peoples at Home and Abroad, 1876-1917* (New York: Hill and Wang, 2000), pp. 152-163, 190-201.

の過程で、誰が国民足りえるかについて流動的であったため、19世紀後半においては、アジア系に帰化が認められる例が少なからず存在した。例えば、19世紀半ばには中国人が帰化を認められた記録が残っている。⁶ それ徐徐にアジアからの移民は国民の枠の外にあるという形で世紀転換期に向けて定まっていく。まず、中国からの移民に関しては、1878年に後の判決に大きな影響を持つことになる判決が出される。この判決は、人類を当時有力に支持されていたブルーメンバッハの分類を用いて、「コケージャン、すなわち白色人種……モンゴリアン、すなわち黄色人種……エチオピアン、すなわちニグロ（黒色）人種……アメリカン、すなわち赤色人種……マレー、すなわち褐色人種」に分類し、中国人は白人でなく黄色人種であるから帰化は認められないと結論付けた。⁷ この判決は、4年後に制定される中国人労働者の移民のみならず既に入国している中国人の帰化をも禁止した移民法と相まって、中国人は人種的理由から帰化できないと決定付けた。

移民の帰化をめぐる判決も上記の流れに沿ったものが増えつつあったが、日本からの移民に関して決定的な判断は下されず、日本人移民も少なからずアメリカ国籍を獲得した記録が残っている。中には国籍を得て、アメリカのパスポートで外国旅行したり、陪審員や市会議員を務めたり、大統領選挙などの国政選挙に投票した者もあった。これに対し、そのような傾向を帰化における不適切な緩みと考えた支配層は、締め付けを強めていった。連邦裁判所の判決で重要なのは、1894年のマサチューセッツでの判決で、人種を理由に日本人の帰化を否決している。⁸ しかし、その後もアメリカ各地で日本人の帰化を認める決定がなされたため、ついには1906年に連邦政府は日本人に対して帰化を認めないよう命令するに至っている。⁹ その後、連邦裁判所は、はっきりと日本人の帰化を認めない姿勢を鮮明にさせていく。

このように人種による生来の差が厳然と存在し、しかもそれぞれの人種の間

6 Sidney L. Gulick, *American Democracy and Asian Citizenship* (New York: C. Scribner's Sons, 1918), p. 59.

7 *In re Ah Yup*, 1 Fed. 223 (C.C.D. Cal. 1878) ; 19世紀後半の混乱した国民国家形成期に、ユダヤ系をはじめとするアメリカ国内における人種の立場がはっきりしていなかった東欧などからの移民が白人としての立場を獲得していく一方で、中国人がその立場を失っていく過程は、Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Color* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998) において巧みに描かれている。

8 *In re Saito*, 62 F. 126 (C.C.D. Mass. 1894).

9 *New York Times*, 13 October 1903; Roy Malcolm, "American Citizenship and the Japanese," *The Annals of the American Academy of Political Science*. Vol. 93 (January 1921): 77-81.

優劣が存在しており、アメリカは「優れた白人」のための国であるべきという考えが強化されつつあった当時においてシドニー・ギュリックはまったく違った考えを持っていた。すなわち生物学的的人種論をとる人々が主張するように人種的特質は遺伝によってのみ得られるのではなく、社会的に獲得可能であるという考えである。すなわち、日本人も日本人として生まれても、生後教育などによって後天的にアメリカ的特質を獲得することが可能であり、獲得できればアメリカに同化することに何等問題はないと彼は考えていた。このような考えは、アメリカの人類学会で重きをなすフランツ・ボアズ (Franz Boas) の考えに近いが、スノー (Jennifer C. Snow) も指摘するように、ギュリックはかなり以前からボアズと独立して社会的同化説を展開していた。これは生物学的的人種論が主流の当時においては画期的なものであった。¹⁰

なぜそのような考えを持つに至ったかをギュリック自身は明かしていない。ただ、宣教師の両親のもと、マーシャル諸島で育った経験が影響を与えていたのは間違いないと考えられる。特に彼に大きな印象を残したのが、養子として家族に加わっていた姉であった。殺人をも犯した現地で悪名高い白人の船乗りと島の女性との間に生まれた混血の子どもを4歳のときにギュリック家は引き取り家族の一員として育てた。その子は引き取られた10年後に若くして他界するが、両親が長女として彼女を育てたため、幼いシドニーは彼女が他界するまで血のつながった姉と信じて疑わなかったと後に書き記している。

彼女は……いかなる点をとってみても家族の一員であった。母は彼女がどんな悪さもしたことがないと語った。彼女は申し分なく従順で、やさしく、親切で、誠実であった。彼女が盗みやごまかしの性癖を示すことはなく、機嫌が悪くなることすらなかった。彼女は無条件に信用できた。¹¹

このような経験からギュリックは人種が異なっても同化が可能との考えをもつに至ったのかもしれない。

ギュリックの唱える社会的同化がアメリカの帰化において日本人に適用されるかが決定的に争われるケースが現れる。ハワイ在住の日本人移民オザワ・タカオが訴え出た、世に言うオザワ・ケースである。長年にわたってアメリカに住み、バークレー高校を卒業し、3年近くカリフォルニア大学に在学し、自分の子供た

10 Snow, p. 90.

11 Sidney L. Gulick, *The American Japanese Problem: A Study of the Racial Relations of the East and the West* (New York: C. Scribner's Sons, 1914), pp. 128-129.

ちをアメリカの学校に通わせ、家族とアメリカのキリスト教会に通い、英語を流暢に話し、家庭でも英語を話し、よき市民としてアメリカで働くオザワは、日本生まれの日本人であるということ以外の帰化の要件を満たしていたため、人種としての日本人の帰化を認めるか否かを争う重要な裁判であった。ただ、判例や世の趨勢のため、日本人移民に同情的なアメリカ人もその時点で争うことには難色を示していた。すなわち、社会的同化説を唱え、日本人の帰化可能性に希望をもっていた宣教師たちも、その時期に訴訟に持ち込まないほうが戦略的に望ましいという冷徹な見方を持ち合わせていた。スカッダー (Doremus Scudder) はギュリックにあてた書簡の中で、オザワが帰化問題を訴訟に訴えることについて、残念であり、「もし彼 [オザワ] に会うことが出来ていたり、それについてなにか知っていたなら、彼に待つように言うべきだったろう」と書き記している。¹² また、ギュリックもオザワがこの件を取り下げることが望んでいると記した。¹³

ただ、この裁判を支持する人々に根拠がまったくなかったわけではない。例えば、アメリカ法学会でも日本人を白人の範疇に入れるべきとの見方が存在した。ノースウエスタン大学の法学教授のジョン・ウィグモア (John H. Wigmore) は、「日本人と典型的『黄色』人種との結びつきはあまりに薄弱で、内実を欠いたものであり、『白人的』要素が圧倒的な中でそれは消え去っているのであるから……その法令はアメリカの名誉と共感によって」日本人の帰化を認めるように解釈されるべきであると権威ある専門誌『アメリカン・ロー・レビュー』 (*American Law Review*) に書いた。¹⁴ また、日本を重視していたセオドア・ルーズベルトは、以前教書の中で連邦議会に対して、「アメリカ市民となる意思を持ってこの地に来た日本人に帰化を与える法律を制定するよう」勧告していた。¹⁵ また、多くの国際派日本人は社会的同化説を信じていた。日本の宣伝者としてアメリカで活動していた河上清は、日本人は中国人と異なりゲッター化していないのであるから、日本人の帰化を認めないのは「フェア」ではないと主張した。¹⁶ 国際派の政治学者で政治家の上原悦次郎は、もし多くの日本人が英語を話し、アメリカ的生活様式を取り入れ、アメリカ人と交流すれば人種偏見は雲散霧消するで

12 Scudder to Gulick, 9 Feb. 1915, Box 17, Gulick family papers, Houghton Library, Harvard University.

13 Taylor, pp. 121-122.

14 John H. Wigmore, "American Naturalization and the Japanese," *American Law Review* 28 (1894): 818-827.

15 *Wall Street Journal*, 5 December 1906.

16 K.K. Kawakami, "The Naturalization of Japanese: What it would mean to the United States," *North American Review* 185, no. 4 (21 June 1907): 394-402.

あろうから、アメリカ文化の取り入れとアメリカ人との交流を説いた。¹⁷ このような主張はアメリカ化運動を推進した日系人社会指導層の考えに近いものであった。¹⁸ そして、ギューリックの考えもこれらに沿ったものであった。ギューリックは日本人の同化の見込みについてジャパン・ミッションの結論として次のように記している。

日本における我々の経験から、正しい道徳的、言語的、教育的条件が確保されれば、我々の西洋的生活への日本人の同化を阻害するような超えがたい障害は存在しないと我々は確信しています。¹⁹

オザワ裁判は、ホノルルの連邦地裁が1916年3月に帰化申請を却下し、1917年9月にサンフランシスコの第9巡回控訴裁判所に控訴され、最終的に連邦最高裁まで達した。最終的に最高裁は、オザワの主張を「客観的」理由から退けた。そのとき用いられたのが最先端の「科学」である人間を4つから5つほどの人種に分類する人類学的分類であった。しかし、「客観性」をもって退けられない白人支配層にとって都合の悪いケースが現れる。それがインド系の場合であった。インド系はオザワの申請を退ける理由付けとして用いられた「科学的」分類では、コテージアンになるため、帰化可能となってしまう。そのように行き詰まったとき、支配層の恣意性が露となり、「社会的常識」によればインド人は白人とは考えられないという身もふたもない理由付けでインド人の帰化は退けられた。²⁰

3 言 語

日本語学校のケースを見てみたい。ハワイやカリフォルニアでは日本人移民の子どものための日本語学校が、親たちの希望によって多数設置されていた。それに対して、白人支配層は、それらが日本への愛国心を育み、アメリカ化を阻害しているのではないかという懸念を抱いていた。ハワイではそのような懸念に応えたのが、1920年11月に準州議会を通過し、直後にマッカーシー知事の署名を得た外国語学校取締法である。それは法令第30号として翌21年7月に施行された。こ

17 上原悦次郎「米国近時の排日問題」『太陽』26, no. 10 (1920) 並びに「排日の真相とその解決策」『太陽』26, no. 13 (1920).

18 廣部泉「アメリカニゼーションと『米化運動』」油井大三郎・遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会、2003年）：72-88.

19 Sidney L. Gulick to Shailer Mathews, 10 June 1913, box 17, Gulick family papers.

20 *United States v. Thind*, 261 U.S. 204 (1923).

こに白人の危惧が集約されている。²¹ この問題は、州当局にそのような学校教育に関する取締りが可能かを巡って裁判で争われることになり、最終的には最高裁で違憲とされるに至ったが、その過程で白人支配層が抱く不安が表れることになる。例えば、第9巡回控訴裁判所の判決文には、取締法を支持する勢力への理解とともとれる部分が存在する。

しかしながら、その島々〔ハワイ諸島〕に見られる特殊な条件のため、その法〔外国語学校取締法〕を正当化しようとする試みがなされている。そこには大量の日本人がおり、15年後には有権者の過半数が日系市民となると言われている。日本人は他の人種と容易に同化しないとも言われているし、彼ら〔日本系住民〕はいまだに自分たちの考えや習慣に固執しており、いまだに天皇に忠実であるとも言われている。日本人が他の人種、特に白人と容易に同化しないのは常識である。²²

これに対してギュリックら宣教師たちはまったく異なった見方をしていた。言語に関しても、ギュリックはその相違が西洋人と日本人の生物学的相違に起因するのではなく、社会的要因に起因するという考えを持っていた。彼は、宣教師として異文化に長く住んだ経験から、日本人が英語やフランス語をはじめとする西洋の言語を巧みに習得する例を多く知っていたし、養子であったマーシャル諸島の地元民のハーフとである姉が英語を母語として話すのを間近に見ていた。何より増して、日本に住んだ西洋人の子どもたちが同様に容易に日本語を習得する例を多く身近に知っていた。

もし、生物学的孤立を維持しつつ、すなわち、異人種間結婚をすることが一切なく、大昔から日本がアングロサクソンの祖先と、完璧で継続的な社会的交流を維持することが可能であったなら、英語と日本語といった二つの際立って異なった言語が誕生しただろうと考える理由はない。²³

彼は、日本人は特に優秀というわけではなく、西洋人に伍する言語能力を有する

21 ハワイにおける日本語教育に関しては、吉田亮『ハワイ日系2世とキリスト教移民教育—戦間期ハワイアン・ボードのアメリカ化教育』（学術出版、2008年）を参照。

22 *Farrington v. Tokushige*, 11 F. 2d 710 (1926).

23 Sidney L. Gulick, *Evolution of the Japanese: Social and Psychic* (New York: F. H. Revell Company, 1903), pp. 194–195.

と結論する。それらの観察から、ギュリックは、言語の相違が、脳の生物学的遺伝によるものではなく、社会的な相違によるものと結論する。²⁴ 養子の姉の例などを挙げ、次のように書いている。

それらの無数の類似の事例は、他人種の言語や考え、動機、生活様式などが別の人種の個人によって完全に習得されるということが、生物学的相違による僅かな困難もなく起こりうるということを示している。別の言い方と言うと、人種の社会的同化に障害があるとすれば、それは生物学的相違に起因するのではないということである。²⁵

ハワイのケースについても、ギュリックは、多くの人々が、日本語学校が子どもたちに日本への忠誠心を育むのではないかと不安げに見ているが、実際のところ日本人社会の指導者たちは、日本語学校をアメリカへの忠誠心を育てよう望んでいる。実際、そのようになるように読本を改変したりしていると地元の日本人移民を擁護している。²⁶ ギュリックは、新しいハワイ的アメリカ人の創造に障害となるだろうが、それもいわれているほどの障害でもないだろうし、そもそも外国語学校で過す時間は非常に短く、それ以外での影響の方が遙かに大きいだろうと主張し、その無害性を強調していた。²⁷

他の宣教師たちも、日本語学校の無害性をアメリカ市民に対して主張した。1920年にカリフォルニアで開かれた連邦議会の公聴会で、アメリカ宣教師協会 (American Missionary Association) のジョージ・ヒンマン (George Warren Hinman) は、日本への宣教師ポール・ウォーターハウス (Paul B. Waterhouse) の日本語教育に関する書簡を読み上げて、日本語教育は日系人に愛国心を植え付けるために行われているのではないと主張した。それによれば、そもそも日本人移民の子弟は、アメリカの公立学校で英語を習得しており、日本語しか話せない母親との間の意思疎通が可能となるように日本語学校は必要である。また、排日の嵐が吹き荒れる中、アメリカを追い出されて日本に送り返される懸念があるため、英語だけしか知らないわけにはいかないのであると、原因が

24 Sidney L. Gulick, *Evolution of the Japanese*, pp. 194-195.

25 Sidney L. Gulick, *The American Japanese Problem*, p. 129.

26 Sidney L. Gulick, *Hawaii's American-Japanese Problem: A description of the conditions, a statement of the problems and suggestions for their solution* (Honolulu, 1915), p. 23.

27 Gulick, *Mixing the Races in Hawaii: A Study of the coming neo-Hawaiian American Race* (Honolulu, Hawaii: The Hawaiian board book rooms, 1937) p. 180.

排日にあると主張していた。²⁸

結局、二言語教育問題は、日本人のケースだけでなくドイツ系などの他のヨーロッパからの移民の問題とも密接に絡み合っており、最終的に連邦最高裁は、ハワイ州のものもふくめた様々な州の外国語学校取締法を違憲とすることになる。ただ、ハワイにおける外国語学校をめぐる議論は、その州昇格をめぐるしばらく続いていくこととなる。その過程で島内に問題を多く抱えていると思われると州昇格が遅れると考えた白人支配層が、日本語学校の無害性を強調することになっていったのは興味深い。

4 宗 教

白人支配層は、仏教などの日本から持ち込まれた宗教は、日本人の愛国心を育むのではと危惧し、とるべき道は仏教勢力の影響を取り去り、「キリスト教文明」を守ることであったと考えていた。²⁹ それに対して、ギュリックは、信仰を大切にしつつも、他の宣教師たちと異なりドグマ的にキリスト教を絶対とせず、むしろ仏教などその他の宗教と同じ進化の枠組みの中に位置づけていたふしがある。これは宣教師にとってはきわめて特異なことであった。彼は、当時のキリスト教が「近代化」しつつあり、数世代前に比べて、ドグマに対する強調がへり、その一方で倫理的教えの部分が増加してはいないだろうかと問うている。³⁰ なぜそのように考えるようになったかは定かではないが、一つには彼の科学への傾倒が挙げられよう。宣教師になることを志す前、大学においては天文学を専攻することを希望していた。また当時大きな影響力をもった進化論に大きな影響を受けていた。彼は科学に関する専門書を多くものした。例えば、1903年に著した『日本人の進化』という書物は、宗教に関するものではなく、科学に関する専門書として評価されるほどであった。³¹

彼が進化論に深い関心を抱くに至ったのには、進化論に傾倒していた叔父ジョ

28 House of Representatives, *Japanese Immigration: Hearings before the committee on immigration and naturalization, House of Representatives, sixty-sixth Congress* (New York, 1978), pp. 540-543.

29 Henry P. Judd, "The Repaganization of Hawaii," *Friend* (July 1920) quoted in 吉田亮『ハワイ日系2世とキリスト教移民教育—戦間期ハワイアン・ボードのアメリカ化教育活動』(学術出版、2008年)、57-58頁。

30 Gulick, *Mixing the races in Hawaii*, p. 181.

31 *Evolution of the Japanese* の書評は多岐にわたる。例えば、*The Standard* (14 Nov. 1903), *The Nation* (10 Dec. 1903) など。

ン・トーマス・ギュリックとの交流が影響していたであろう。この叔父からシドニーは、進化論について影響を受けた。ジョン叔父は宣教師として、ミクロネシアや中国、そして日本などで活動する傍ら、カタツムリなどの化石を大量に収集し、それらを研究していた。その過程で甥のシドニーとも進化論について大いに議論していたようである。ジョンは、その研究の過程で宣教と進化論に折り合いをつけ、宣教事業は、世界の人々を改宗させることで、キリスト教というより高いレベルの文明へと人々を導くことになる点で人間の進化の一助となると考えていた。シドニー・ギュリックも進化論に長年にわたって取り組み、創造はキリスト教の神によってなされねばならず、宇宙を創造した力は、生物を一つ一つ創造したのではなく、ある種の原則を作り、その原則に従って種は進化している。その進化は、頂点にいる人間へと向かっていると結論した。³²

ただ、あくまで信仰を大切にしたもの、あまりに進化論を傾倒したために、日本宣教師団の宣教師たちの間に不安を引き起こした。同志社大学創設にも関わったジェローム・デイヴィス (Jerome D. Davis) は、「神を想定しないいかなる進化の理論」も困難に直面するであろうとシドニー・ギュリックに書き送った。³³ また、進化論にあまりに傾倒したためギュリックは、保守的な同僚によって異端審問を受けさせられる可能性まであったという。³⁴ ただ、彼の進化論への系統に眉をひそめる同僚たちの考えとはことなり、ギュリックが進化論を重視する余り進化論をキリスト教よりも重んじるというわけではなかった。彼は進化論がキリスト教と両立しうるものと考え、進化論すなわち物質主義とみなす一般的考えには心を痛めていた。

私は露骨な物質主義的進化論の波を押し留める一助になりたいと思っていますし、進化論は必ずしも反キリスト教ではないと一般大衆に知らしめたいと思っています。大学における最初のこの問題に関する外国人教師がそのようなものと教えたため……公立学校の教師の多くによって、進化論は物質主義や反宗教とほとんど同義とされているのです。³⁵

32 ジョン叔父との進化論をめぐる交流の一端は以下を参照。Addison Gulick, *Evolutionist and Missionary*, pp. 323-325, 362-363; Taylor, pp. 42-43.

33 J.D. Davis to Sidney Gulick, 2 March 1903, Box 15, Gulick family papers.

34 Snow, pp. 91-92.

35 Gulick to Sturges, 30 Jan. 1903, Box 15, Gulick family papers.

仏教に関しても、ギュリックは、キリスト教と遠くかけ離れたものではなく、変容可能なものであり、キリスト教と接することで「キリスト教化」しつつあると見ていた。そしてその変容の過程は、西と東が接するハワイにおいて、特に英語を用いる学校に学ぶ日本人の子供たちの間で急速に進んでいると観察していた。³⁶

仏教やキリスト教を含めた宗教全体についてギュリックがどのように考えていたかを示唆する図が、アメリカ人の目にはあまり触れなかったであろう日本語の著作の中に挿入されている。その図では人間の様々な活動が、進化する順に、「野蛮」、「未開」、「開化」、「文明」と4段階に分類されている。宗教に関しては、仏教や儒教が「開化」の前半に位置づけられ、ユダヤ教が「開化」の後半に、キリスト教は「開化」と「文明」の両方に跨るところに位置づけられている。この図からは、ギュリックが様々な宗教をそれぞれ異質なのではなく、進化の段階が異なるだけの同一線上に描けるものとして捕らえていたことが見て取れる。³⁷

おわりに

19世紀から20世紀初頭にかけて東アジアを訪れた西洋人の多くは、圧倒的な力をもっていた欧米の文化を担ってたち現れた。中でも宣教師たちは、現地の人々をよりよくするという信念のもとそれらの「優越した」文化を教えるという観点から活動した。そこには確固とした権力構造が存在した。しかし、中にはそのような枠組みから比較的自由な者もあった。両親が伝道のために越境し、その関係でミクロネシアで生まれ、そして養子として迎えられた現地の子供をわが子としてわけ隔てなく育てる両親のもと、その養子の姉と共に自然と育てられたギュリックは、そのような視点とは無縁であった。彼の多数派とは異なる考え方は、また進化論に傾倒する科学志向の叔父との密な交流とも無関係ではなかったであろう。よって立つべきキリスト教ですら、ある種の倫理的価値体系のひとつとして捉えていた感のあるギュリックは、まさに彼自身が越境によって生じた複合的価値観の産物であったといえるのではないだろうか。それ故、関係者にとっては、彼の存在は時に困惑させられるような存在であった。人種科学といった当時のアメリカ社会の主流の価値観が通じないのであるからそれは当然のことであった。彼の社会的同化や日本語学校無害論といった考えは、日系社会の指導層にとっ

36 Gulick, *Mixing the races in Hawaii*, pp. 181-186.

37 シドニー・ギュリック『人類進化論』(博文館、1913年)、p. 935.

ては自分たちの考えを支持するものであったが、一方でアメリカ社会の主流の考えとは相容れないものであった。また、当然悩みを生じさせるはずの日本とアメリカという異なる国の要求も、彼自身の中で矛盾せずに自然と受け入れられたのではないだろうか。しかもそのような「常識はずれの」行動についても、彼自身が軽やかに越境してしまえる存在であったため、越境していることすら意識しておらず、周りの人々が時に説得しようにも、ギュリックに「常識的」考えを納得させるのは容易ではなかった。時に反対派との議論がかみ合っていないのもそのためであったろう。文化的多様性を当たり前のもので育った彼自体が、ハイブリッドな存在であり、彼は自身のパーソナリティの中ですでにボーダーレスな存在となっていたのである。越境という枠を越えた存在であり、そのように行動するが故に、当時の既存の国境、国籍、文化といった意味合いのもつ問題点をあぶり出し、複合化させていったともいえる。

グローバル化の急速な進行や国境の意味合いの低下が言われる今日の視点から見るとギュリックの考えはさほど奇異なものには見えないかもしれない。しかし、今日までに大きく変容してしまった当時の価値観や文化の意味合いなど見えにくいものを彼の言動とそれに対する周りの反応は照射し、いかに変化して今日のアメリカ社会に至るのかを見せてくれているのではないだろうか。ギュリックの存在そのものが、一方向的な研究視角からは見えてこないものを炙り出すトランスナショナルな研究視角の重要性を教えてくれるのといえよう。

本稿は、2008年6月に同志社大学で開催された日本アメリカ学会での報告をもとに書き改めたものである。パネルを企画されお声をかけてくださった吉田亮先生、コメンテーターとして有益な助言を下された安武留美先生をはじめご教示下さった皆様に謝意を表します。

[附記] 本稿は、科学研究費補助金（課題番号18530117、課題番号18651114、並びに課題番号19201049）の成果の一部である。